株　主　各　位

平成 27 年 6 月 10 日

東京都新宿区新宿一丁目１番14号
那須電機鉄工株式会社
代表取締役
社長　那須　幹生

第 93 回定時株主総会招集ご通知における
インターネット開示情報
（法令および定款に基づくみなし提供事項）

法令および当社定款第 15 条の規定に基づき、第 93 回定時株主総会招集ご通知の添付書類のうち、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.nasudenki.co.jp）に掲載することにより、当該添付書類から記載を省略した事項は下記のとおりでありますので、ご案内申しあげます。

記

１．事業報告の「会社の体制および方針」のうち「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」および「会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（１項～７項）

２．連結計算書類の「連結注記表」（８項～14 項）

３．計算書類の「個別注記表」（15 項～21 項）

以上

１．会社の体制および方針

(1)取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

①当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、企業グループとしての経営方針、企業行動指針・行動規範に基づき、代表取締役社長の指揮のもと、リスクマネジメント委員会により、役員および社員に対し、コンプライアンス体制の強化を図ります。また、各業務プロセスにおいては、統制活動・情報と伝達・モニタリングを通じて、コンプライアンス体制の推進に努め、監査役および監査室は定期的にコンプライアンス体制の調査、法令・定款等の遵守状況の監査を行い、問題点の指摘・改善指導に努めます。

なお、「内部通報規程」等により、当社グループが継続的かつ安定的に発展する妨げとなる法令等違反や社内不正などを防止または早期発見し、是正に努めます。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に係る体制ならびに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループは、取締役の職務執行に係る情報を含め役員および社員が法令、定款、取締役会規程、稟議規程、文書規程に則った情報の保存および管理を行います。また、検索・閲覧可能な状態で「文書規程」に定められた期間、適切に保存管理します。

また、グループ会社管理規程に基づき、子会社の取締役等の業務執行に係る事項について、当社の担当部門から報告を求め、必要があれば取締役会に報告します。なお、グループ各社の社長、または担当者による定例会を開催し、各社の職務執行状況や情報の共有化に努めます。

③当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの事業活動を取巻くさまざまなリスクに対して「リスクマネジメント規程」に基づき、的確な管理・実践に努めます。併せてリスクマネジメントを推進する「リスクマネジメント委員会」の充実を図ります。

各業務プロセスにおいて発生する可能性のある全てのリスクを洗い出し、その評価を行って対応策を講じるなどのリスクマネジメント委員会による組織的な取組みを支援して行きます。併せて、危機管理マニュアル、事業継続計画により、不測の事態に備えます。

④当社および子会社の取締役の業務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行については、毎月取締役会を開催し、重要かつ高度な経営上の意思決定を迅速に行い、業務執行の監督や透明性の向上に努めています。更に、執行役員による業務執行の迅速化、執行に対する責任体制の強化ならびに取締役会の活性化を図ります。

また、取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程により、業務を展開して行きます。

なお、当社監査室による業務監査等を行っており、それぞれの部門業務監視を統括しながら、より充実した業務監査に取組みます。

⑤当社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループとしての経営方針、企業行動指針・行動規範、グループ会社管理規程に基づき、経営管理および内部統制に関する指導・助言の充実に努めます。

また各子会社においては、責任者を定めてコンプライアンス体制の強化を図ります。

⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに監査役の当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議のうえ、監査室員の中から監査役を補助すべき使用人を置くものとします。また、取締役からの独立性の確保については、当該使用人の人事等に関する事項は監査役会の同意を得たうえで決定するとともに監査役の指示の実行性を確保するため、当該使用人はその職務にあたっては監査役の指示に従うものとします。

なお、当社は、監査役の職務を補助すべき使用人を１名選任しています。

⑦当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制および報告をしたことを理由として不利益な取扱を受けないことを確保するための体制ならびにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会をはじめ重要な会議に出席し、社内稟議書を閲覧するとともに業務執行部門等に対し監査に必要な情報の報告を求めることができ、また、監査室と緊密な連携を保ちつつ、客観的な監査を実施する体制を整備しています。

なお、当社監査役は会計監査人との会合を通じて、意見・情報交換を行っています。

当社グループに著しい損害を与えるおそれのある事実や重大な違反行為を発見したときは、ただちに当社監査役へ報告するものとします。なお、内部通報規程により、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いもしてはならないことを規定し、適切な運用を行います。

⑧監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制

監査役がその職務の遂行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、当該費用または債務を支払います。

⑨財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、当社が定める「財務報告に係る内部統制基本方針」に基づき、内部統制システムの整備・運用を図ります。また、業務執行部門による内部統制システムの自己評価のほか、監査室による内部統制システムの評価を継続的に実施し、必要な是正を行ないます。

⑩反社会的勢力の排除について

当社グループは、企業グループとしての企業行動指針・行動規範に基づき、反社会的行為への関与の禁止を徹底して行きます。反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を取り、一切関わりません。

(2) 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

①会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念をはじめ当社の財務基盤や事業内容等の企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

一方、金融商品取引所に上場する株式会社としての当社の株主の在り方は、市場での自由な取引を通じて決まるものであり、当社の支配権の移転を伴う買収行為がなされた場合に、これに応じるか否かの判断も最終的には株主の皆さまの意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆さまに株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付行為や買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要十分な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適当であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模な買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断し、法令および当社定款によって許容される範囲で必要かつ相当な

措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

②会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために、次のような取組みを実施しております。

（イ）中長期的な経営戦略

当社は、昭和４年の創業以来、一貫して電力、通信、鉄道、道路など、わが国の公共基幹産業に配電金物や鉄塔をはじめとする資材を提供し、社会インフラ整備の一翼を担い現在に至っております。

当社グループを取り巻く経営環境は、既存事業の成熟化や経済環境の変化などにより、需要が大幅に減少しており、また、受注競争の激化に伴う販売価格の下落により、採算性の悪化を招くなど、業界全体が極めて厳しい状況下にあります。

このような状況に対処するため、当社グループは、「製品力、サービス力、コスト力を追求し、全員でモノづくりイノベーションに取組む」ことを経営方針に掲げ、

（a）激変する市場への適切かつ積極的な対応

（b）事業の選択と集中

（c）確実に利益を創出できる企業体質への変革

を重点方策とし、グループ各社との連携をより一層充実して、経営全般の効率化を推進しています。

具体的な取組みとしては、営業基盤の拡大・強化のため、電力流通関連、情報通信関連、道路施設関連において新製品を投入し、既存市場はもとより関連市場・新市場の開拓などにより競争力を強化し、更に、当社グループが保有する技術や研究成果、設備を活かした新たなビジネスモデルを構築し、競争が激化する既存市場や新規事業分野において勝ち抜くことができる柔軟で効率的な経営を目指しております。

このような取組みにより、経営環境の変化にも柔軟に対応しつつ、将来にわたる成長と株主還元の充実に鋭意努力する所存であります。

（ロ）コーポレート・ガバナンスの強化

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業価値の継続的な向上を図るとともに、社会から信頼され、必要とされる企業となるために、経営の透明性、法令等の遵守、業務の適正と効率性の追求、社会から有用とされる製品やサービスを提供することにより企業の社会的責任を果たしていくことが重要であると考えております。

当社グループは、昭和 34 年１月に創業者那須仁九朗による三章からなる社憲「人の和」、「誠実」、「奉仕の心」を制定し、当社グループの経営の拠りどころとして事業を展開し、現在に至っております。また、「企業行動規範」を定め、法令や社会ルールを守る高い倫理観と厳しい自己規律を実現し、社会から求められる企業となることを目指し

ております。

業務執行・経営監視の仕組みについては、当社は毎月取締役会を開催し、重要かつ高度な経営上の意思決定を迅速に行い、業務執行の監督や経営の透明性向上に努めています。また、執行役員制度を採用し、取締役の監督と業務執行機能を分けることにより経営の透明性や健全性の確保、監視機能の向上に取組んでいます。

業務執行における重要事項を審議する会議体としては、常務会、リスクマネジメント委員会などの専門委員会を設けており、代表取締役の業務執行上の意思決定を支援しています。

③会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みの概要

当社は、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）を導入しております。

その概要は以下のとおりです。

（イ）本対応方針導入の目的

本対応方針は、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組として導入するものです。

（ロ）本対応方針の対象となる当社株式の買付け

本対応方針の対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの議決権割合を 20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が 20%以上となる当社株券等の買付行為とします。

（ハ）特別委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、特別委員会規程に基づき、特別委員会を設置しています。特別委員会の委員は３名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外役員または社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任しています。

（ニ）大規模買付ルールの概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会等による一定の評価・検討期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、必要かつ相当な範囲内

で、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じることがあります。

（ホ）本対応方針の有効期限等

本対応方針の有効期限は、平成 27 年６月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとなっております。有効期間満了にあたり、本株主総会において、一部語句の修正、整理等を変更したうえで、継続することを株主の皆様にお諮りし、ご承認をお願いするものであります。議案の具体的内容は、招集ご通知に添付の株主総会参考書類 15 項から 30 項をご参照ください。

④本対応方針の合理性について（本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

当社では、本対応方針の設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本対応方針が上記①の会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

（イ）買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成 17 年５月 27 日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また経済産業省に設置された企業価値研究会が平成 20 年６月 30 日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

（ロ）株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆さまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入したものです。

（ハ）株主意思を反映するものであること

本対応方針は、株主総会における株主の皆さまのご承認をもって発効することとしており、その継続について株主の皆さまのご意向が反映されることとなっております。また、本対応方針継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆さまのご意向が反映されます。

（ニ）デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期を１年としており、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもございません。なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

２．連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1.　連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称　　11 社

那須ストラクチャー工業㈱、那須電材産業㈱、那須電機商事㈱、その他 8 社

なお、那須ストラクチャー工業㈱は平成 27 年 4 月 1 日に清算結了しております。

非連結子会社であった電材運輸㈱は重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

2.　持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数及び名称　1 社

㈱那須ストラクチャー工業

なお、㈱那須ストラクチャー工業については、新たに株式を取得したことから、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

また、決算日が異なるため、連結計算書類の作成にあたり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

3.　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4.　会計処理基準に関する事項

(1)　有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

①　時価のあるもの	連結決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法により処理）を採用しております。
②　時価のないもの	移動平均法に基づく原価法を採用しております。
(2)　デリバティブの評価基準及び評価方法	時価法を採用しております。

(3)　たな卸資産の評価基準及び評価方法

①　製品・仕掛品	主として個別法による原価法を採用しております。(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
②　原　　材　　料	主として月別総平均法による原価法を採用しております。(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）	定率法（ただし、平成 10 年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。
② 無形固定資産（リース資産を除く）	定額法を採用しております。 ただし、ソフトウエア（自社利用分）については社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。
③ リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
④ 投資不動産	定率法（ただし、平成 10 年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

(5) 繰延資産の処理方法

社 債 発 行 費	支出時全額費用処理しております。

(6) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率法により、貸倒懸念債権・破産更生債権については、財務内容評価法を採用し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金	従業員の賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。
③ 役員賞与引当金	役員の賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。
④ 役員退職慰労引当金	役員に対する退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(7) 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。過去勤務費用は、発生時に一括費用処理しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(8) 収益及び費用の計上基準

建築鉄骨部門、工事部門の完成工事高及び完成工事原価の計上基準

① 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。

② その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(9) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

(10) 消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第 26 号　平成 24 年５月 17 日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 25 号　平成 27 年３月 26 日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第 35 項本文及び退職給付適用指針第 67 項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第 37 項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が 337,136 千円減少し、利益剰余金が 217,116 千円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ 9,471 千円減少しております。

なお、１株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額　9,874,380 千円
   投資不動産の減価償却累計額　1,226,326 〃
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務
   (1) 担保に供している資産

建物	637,714 千円
構築物	22,872 〃
機械及び装置	95,578 〃
土地	8,402,153 〃
投資有価証券	644,932 〃
投資不動産	2,708,646 〃
計	12,511,897 〃

   (2) 担保に係る債務

短期借入金	770,000 千円
長期借入金	3,977,490 〃
計	4,747,490 〃

3. 関連会社のリース債務に対し、債務保証を行っております。
   債務保証　86,250 千円
4. 手形割引高及び裏書譲渡高
   受取手形裏書譲渡高　19,857 千円
5. 電子記録債権割引高
   電子記録債権割引高　28,007 千円
6. 資金調達の機動性と安定性を確保することを目的に取引銀行とコミットメントライン契約を締結しております。

コミットメントラインの総額	2,000,000 千円
借入実行残高	― 〃
差引額	2,000,000 〃

7. 土地の再評価
   土地の再評価に関する法律（平成 10 年３月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用土地の再評価を行い再評価に係る繰延税金負債を負債の部、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。
   再評価を行った年月　平成 14 年３月 31 日
   再評価の方法は「土地の再評価に関する法律施行令」第２条第３号に定める固定資産税評価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。
   同法第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　△1,978,269 千円
   （うち、投資不動産に係る差額　863,297 千円）

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1.　当連結会計年度末における発行済株式の種類及び株数

普　通　株　式　　12,000,000株

2.　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　　議	株式の種　類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当金額(円)	基　準　日	効力発生日
平成26年6月27日定時株主総会	普通株式	116,708	10	平成26年3月31日	平成26年6月30日

(2)　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

配当金の総額　116,685千円

1株当たり配当金額　10円

基準日　平成27年3月31日

効力発生日　平成27年6月29日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入や社債の発行により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理基準に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金(主として短期)および設備投資資金(長期)であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは経理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 27 年３月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位:千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,757,022	3,757,022	―
(2) 受取手形及び売掛金	4,856,321	4,856,321	―
(3) 電子記録債権	260,164	260,164	―
(4) 投資有価証券 その他有価証券	1,692,292	1,692,292	―
(5) 支払手形及び買掛金	(2,702,526)	(2,702,526)	―
(6) 電子記録債務	(1,506,748)	(1,506,748)	―
(7) 短期借入金	(1,120,000)	(1,120,000)	―
(8) 社債	(1,416,000)	(1,415,707)	△292
(9) １年内償還予定の社債	(246,000)	(246,147)	147
(10) 長期借入金	(3,638,728)	(3,672,925)	34,197
(11) １年内返済予定の長期借入金	(596,304)	(597,111)	807
(12) デリバティブ取引	―	―	―

(*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、並びに(3)電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券 その他有価証券

これらの時価については取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6)電子記録債務、並びに(7)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 社債、並びに(9) １年内償還予定の社債

これらは元利金の合計額を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(10) 長期借入金、並びに(11)１年内返済予定の長期借入金

これらは元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

(12) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(10),(11)参照)。

（注 2）非上場株式及び優先株式（連結貸借対照表計上額 66,043 千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、千葉県及びその他の地域において、賃貸用住宅等（土地を含む）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：千円）

連結貸借対照表計上額	時価
3,549,642	3,956,467

(注)１．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

２．時価の算定方法

主として「不動産鑑定評価額」を基礎として算定しております。

１株当たり情報に関する注記

1. １株当たり純資産額　1,196 円 24 銭
2. １株当たり当期純利益　75 円 33 銭

※１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は次のとおりであります。

当期純利益	(千円)	879,035
普通株主に帰属しない金額	(千円)	―
普通株式に係る当期純利益	(千円)	879,035
普通株式の期中平均株式数	(株)	11,669,262

(注)「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第 37 項に定める経過的な取扱いに従っております。 この結果、当連結会計年度の１株当たり純資産が、17.80 円増加し、１株当たり当期純利益は 0.81 円減少しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

３．個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法に基づく原価法を採用しております。
その他有価証券	
(1) 時価のあるもの	決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法により処理）を採用しております。
(2) 時価のないもの	移動平均法に基づく原価法を採用しております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法　時価法を採用しております。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製品・仕掛品	個別法による原価法を採用しております。ただし、碍子については月別総平均法による原価法を採用しております。(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
(2) 原　材　料	月別総平均法による原価法を採用しております。(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）	定率法（ただし、平成 10 年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。
(2) 無形固定資産（リース資産を除く）	定額法を採用しております。ただし、ソフトウエア（自社利用分）については社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。
(3) リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
(4) 投資不動産	定率法（ただし、平成 10 年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。
(5) 長期前払費用	均等償却を採用しております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費	支出時全額費用処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率法により、貸倒懸念債権・破産更生債権については、財務内容評価法を採用し、回収不能見込額を計上しております。
(2) 賞与引当金	従業員の賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。
(3) 役員賞与引当金	役員の賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。
(4) 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。 過去勤務費用は、発生時に一括費用処理しており、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
(5) 役員退職慰労引当金	役員に対する退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
(6) 工事損失引当金	当事業年度末の手持工事のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

7. 収益及び費用の計上基準

建築鉄骨部門、工事部門の完成工事高及び完成工事原価の計上基準

(1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。

(2) その他の工事については工事完成基準を適用しております。

8. その他計算書類作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2)　ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

(3)　消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第 26 号　平成 24 年５月 17 日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 25 号　平成 27 年３月 26 日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第 35 項本文及び退職給付適用指針第 67 項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第 37 項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が 337,136 千円減少し、繰越利益剰余金が 217,116 千円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ 9,471 千円減少しております。

なお、１株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

貸借対照表に関する注記

1.　有形固定資産の減価償却累計額　9,464,478 千円

　　投資不動産の減価償却累計額　1,147,811 〃

2.　担保に供している資産及び担保に係る債務

(1)担保に供している資産

建物	632,722 千円
構築物	22,872 〃
機械及び装置	95,578 〃
土地	8,285,432 〃
投資有価証券	611,969 〃
投資不動産	3,377,596 〃
計	13,026,173 〃

(2)担保に係る債務

短期借入金	650,000 千円
長期借入金	3,822,150 〃
計	4,472,150 〃

3. 区分掲記していない関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	567,730 千円
短期金銭債務	177,979 〃

4. 保証債務の内容

連結子会社の借入金及び関連会社のリース債務に対し、債務保証を行っております。

保証債務	256,250 千円

5. 資金調達の機動性と安定性を確保することを目的に取引銀行とコミットメントライン契約を締結しております。

コミットメントラインの総額	2,000,000 千円
借入実行残高	― 〃
差 引 額	2,000,000 〃

6. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成 10 年３月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用土地の再評価を行い再評価に係る繰延税金負債を負債の部、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月　平成 14 年３月 31 日

再評価の方法は「土地の再評価に関する法律施行令」第２条第３号に定める固定資産税評価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　△1,978,269 千円

（うち、投資不動産に係る差額　863,297 〃）

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	2,972,104 千円
営業費用	2,075,348 〃
営業取引以外の取引高	1,648,074 〃

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株数　普通株式　331,469 株

税効果会計に関する注記

1.　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）		
退職給付引当金	610,571	千円
繰越欠損金	328,151	〃
その他	267,287	〃
繰延税金資産小計	1,206,010	〃
評価性引当額	△138,605	〃
繰延税金資産合計	1,067,404	〃
（繰延税金負債）		
圧縮積立金	△422,510	千円
その他有価証券評価差額金	△207,292	〃
資産除去債務に対応する除去費用	△15,554	〃
その他	△5,891	〃
繰延税金負債合計	△651,248	〃
繰延税金資産の純額	416,156	〃

2.　法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第２号）が平成 27 年３月 31 日に公布され、平成 27 年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 35.6%から平成 27 年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については 33.1%に、平成 28 年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は 37,104 千円減少し、法人税等調整額が 58,282 千円、その他有価証券評価差額金が 21,178 千円それぞれ増加し、再評価に係る繰延税金負債は 196,544 千円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の 100 分の 65 相当額に、平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の 100 分の 50 相当額に控除限度額が改正されたことに伴い、繰延税金資産の金額は 25,215 千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注1）	科目	期末残高（千円）
子会社	那須ストラクチャー工業株式会社	直接所有 99.97%	資金の貸付	資金の貸付	601,080	—	—
				資金の回収	638,875		
				土地、建物、構築物の購入による相殺（注2）	1,055,251		
				債権放棄（注3）	406,839		
				利息の受取（注4）	10,291		
			固定資産の購入	土地、建物、構築物の購入（注2）（注5）	1,031,428	投資不動産	1,059,177
子会社	那須工業株式会社	直接所有 96.50%	不動産の賃貸役員の兼務3名	工場建屋、製造設備の賃貸（注6）	93,600	—	—
関連会社	株式会社那須ストラクチャー工業	直接所有 34.00%	不動産の賃貸役員の兼務1名	土地、工場建屋の賃貸（注6）	47,200	—	—

（注）1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
2. 土地、建物、構築物の購入については、那須ｽﾄﾗｸﾁｬｰ工業㈱への貸付金と相殺処理をしております。
3. 債権放棄については、経営不振の那須ｽﾄﾗｸﾁｬｰ工業㈱の清算結了により行なったものであります。
4. 資金の貸付については、当社の調達金利と市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
5. 固定資産の購入条件については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
6. 賃貸借取引条件については、当社の賃貸費用及び市場価格に基づき交渉のうえ決定しております。

１株当たり情報に関する注記

1. １株当たり純資産額　1,160 円 87 銭

2. １株当たり当期純利益金額　47 円 53 銭

※１株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は次のとおりであります。

当期純利益	（千円）	554,589
普通株主に帰属しない金額	（千円）	―
普通株式に係る当期利益	（千円）	554,589
普通株式の期中平均株式数	（株）	11,669,262

（注）「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第 37 項に定める経過的な取扱いに従っております。　この結果、当事業年度の１株当たり純資産が、17.80 円増加し、１株当たり当期純利益は 0.81 円減少しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。